

第22回ビジネスフェア中四国2024企画・運営  
業務に係る公募型プロポーザル募集要項

令和5年7月

ビジネスフェア中四国実行委員会  
(広島市経済観光局産業振興部商業振興課)

## 目次

I	公募型プロポーザルの目的	1
II	委託業務内容	
1	業務名	1
2	委託期間	1
3	業務内容	1
4	概算事業費	1
5	事務局	1
III	提案者の参加資格	2
IV	参加に関する手続き	
1	募集スケジュール	2
2	募集要項等の配布	2
(1)	配布方法	2
(2)	配布期間	2
3	質問書の受付	2
(1)	提出方法	2
(2)	質問の受付期間	3
(3)	質問への回答	3
4	参加表明書及び企画提案書の提出	3
(1)	提出書類	3
(2)	提出方法及び提出期限	6
5	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	6
(1)	日時	7
(2)	方法	7
(3)	内容	7
V	中途の参加辞退	7
VI	選考方法	7
1	企画提案書等の審査	7
2	失格	7
3	審査基準	7
VII	契約の方法等	8
VIII	事業の中止等	8
IX	その他	8
	補足資料 委託料の考え方について	9

## I 公募型プロポーザルの目的

ビジネスフェア中四国は、広島、浜田の2市と商工会議所が協力して、これらの地域の製造業者や卸・小売業者等を対象とした見本市・商談会を開催し、参加企業・団体の販路拡大を支援するとともに、地域間の経済交流の促進を図るために実施する総合展示会です。平成13年にスタートした本フェアも今年度で22回目を迎え、地域企業にとってなくてはならないイベントとなっています。

本業務は、「ビジネスフェア中四国実行委員会」（事務局：広島市経済観光局産業振興部商業振興課）と連携して、本フェアの充実を図るために、出展者や来場者の増加に資するための取組や、出展者の商談成果充実に必要な各種支援に必要な対応を行うなど、イベントの企画・運営を行うものです。

時流に沿ったテーマ設定や、出展者ニーズへの対応、商談成果の充実に資する取組を、効率的かつ効果的に実施するためにも、展示会等の開催に関する幅広い知見や、イベント運営業務等に関する専門的な知見と業務遂行能力を有する外部専門家に委託することが効果的であることから、公募型プロポーザル方式により事業者の選考を行います。

## II 委託業務内容

### 1 業務名

「第22回ビジネスフェア中四国2024」企画・運営業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

### 3 業務内容

別紙『第22回ビジネスフェア中四国2024』企画・運営業務 基本仕様書（案）」のとおり。

### 4 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとします。

14,313千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

※出展者募集の結果、見込んでいた出展料が計画から増減する場合等、事業費を変更します。（詳細は、補足資料『第22回ビジネスフェア中四国2024』の委託料の考え方について）参照

※会場予約時間を提案により変更する場合はこの限りではありません。（詳細は、後述のとおり）

### 5 事務局

本提案募集に係る事務局は次のとおりとします。

ビジネスフェア中四国実行委員会事務局（広島市経済観光局産業振興部商業振興課内）

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎5階）

担当：仲谷

TEL 082-504-2318 FAX 082-504-2259

E-mail [syogyo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:syogyo@city.hiroshima.lg.jp)

### Ⅲ 提案者の参加資格

提案者は次に掲げる要件を全て満たすこと。

1 提案内容の実施に必要な知識、経験、資力、信用及び技術的能力を有すること。

2 次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 1 6 7 条の 4 の規定により地方公共団体の一般競争入札に参加できない者
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 1 8 条又は第 1 9 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
- (5) 国税又は地方税を滞納している者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- (7) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営又は運営に関係している団体
- (8) 本プロポーザル審査委員が関係する事業所又は当該事業所に所属する者

### Ⅳ 参加に関する手続き

#### 1 募集スケジュール

(1) プロポーザルの実施案内(公示)	令和 5 年 7 月 5 日(水)
(2) 募集要項等の配布	公示日～令和 5 年 7 月 1 2 日(水)
(3) 質問の受付	公示日～令和 5 年 7 月 1 4 日(金)
(4) 質問に対する本市からの回答期限	令和 5 年 7 月 1 8 日(火)
(5) 参加表明書及び企画提案書の提出期限	令和 5 年 7 月 2 5 日(火)※郵便の場合は当日必着
(6) プレゼンテーション、選考	令和 5 年 7 月 3 1 日(月)～8 月 2 日(水) (予定)
(7) 選考結果の通知	令和 5 年 8 月 2 日(水) ごろ

#### 2 募集要項等の配布

(1) 配布方法

- ア 事務局(広島市役所本庁舎 5 階)で配布します。
- イ 広島市ホームページからもダウンロード可能です。

(2) 配布期間

公示日から 7 月 1 2 日(水) まで

#### 3 質問書の受付

(1) 提出方法

本プロポーザルに係る質問がある場合には、「質問書(様式第 1 号)」を記入の上、事務局あてに E メール又は F A X で提出してください。なお、質問書を送信した際には必ずその旨を事務局あてに連絡し、質問書の着信を確認してください。

(2) 質問の受付期間

公示日から7月14日(金)まで

(広島市役所の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 質問への回答

質問書の提出があった場合には、7月18日(火)を期限として質問者に対し随時回答します。

また、ホームページでも随時その内容を公表します。

#### 4 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する方は、本実施要項、基本仕様書及び関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出してください。

ア 参加表明書

以下の書類を各一部ずつ提出してください。

(ア) 参加表明書	様式第2号
(イ) 会社概要書	様式第3号及び提案者が製作する会社案内等があれば添付
(ウ) 法人登記簿謄本	履歴全部事項証明書で申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
(エ) 印鑑登録証明書	申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
(オ) 納税証明書	国税及び本店所在地の地方税に未納がないことを証する次の証明書で、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの ① 税務署発行の納税証明書(その3の3)「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がない証明用) ② 法人事業税及び法人都道府県民税の納税証明書 ③ 法人市町村民税の納税証明書
(カ) 財務諸表等の写し	直近決算の財務諸表及び税務申告書の写しなど団体の財務状況が分かる資料

イ 企画提案書

(ア) 企画提案書への記載内容

表紙には「第22回ビジネスフェア中四国2024 企画・運營業務 企画提案書」と記載するとともに提案者名を記載し、提案者が押印してください。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には提案者の会社名、住所、氏名、社票など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキング等(イベントA、担当者1などと表記)を施してください。

企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、以下の内容について具体的に記載してください。なお、会期中は実行委員会職員が20名程度イベント運営に参加しますので、企画提案及び事業費見積は、その点も考慮して作成してください。

① 事業実施に関する基本的な内容

- a 業務を行うに当たっての基本方針
- b 業務の実施体制

業務全体の管理責任者を明確にするとともに、業務ごとの責任者、スタッフを記した体

制図を作成してください。なお、全体の管理責任者、業務ごとの責任者については、年齢、役職、職歴等を記載した資料を作成してください。

c 類似事業等に関する業務実績

展示会や出展者が多数参加して開催するイベント等の本業務に類似した事業の実施実績について、開催形態（展示会、催事など）、開催地域（〇〇県××市）、開催会場、開催期間、出展者数、来場者数、オンライン開催有無を記載した一覧表を作成してください（複数記載可）。会場の様子などが分かる写真等を掲載していただいても構いません。

d 業務の実施スケジュール

フェアの実施に係る各種業務のスケジュールを分かりやすく記載してください。

② 企画提案1（181小間出展を想定した提案）

次の各項目について、文書、写真、イメージ図などを用いて具体的に記載してください。

a ビジネスフェア中四国2024のイベント内容について

中四国の魅力的な商品・サービスが一堂に会する総合展示会として第22回を迎える本フェアの魅力を伝え、より多くの出展者、来場者で賑わうイベントにするため会場内外で実施する具体的なイベントについて提案してください。また、会場の小間基礎工事を提案者が実施する場合には、その仕様も記載してください。

なお、開会式はなしとします。

b 展示会出展者の確保に向けた取組について

目標とする181小間の出展者が確保できるよう、これまで実施した出展者募集の取組（資料1参照）を参考に、独自でどのように出展者の増加に取り組むか自由に提案してください（「地域ブランド・特産品」、「地域中小企業ものづくり・ICT」、「バラエティー（全国）」の各ジャンルへの対応に触れて記述してください。）。

今年度のフェアでは中四国以外の出展者も募集するため、どのように募集するかも併せて提案してください。

c 展示会来場者（バイヤー等）の増加に向けた取組について

出展者の商談成果の充実につながるよう、これまで実施した来場予定者への案内（資料1参照）の実施を参考に、独自でどのように来場者の増加に取り組むか提案してください。

d 各種広告物の作成内容と広報計画について

出展者の募集や展示会来場者の増加に必要な各種広告物を作成するとともに、イベントの充実に必要な広報をどのように実施するか（どのよう媒体を利用するか）など、作成する広告物と広報の計画について提案してください。なお、2日目は一般来場者への公開を予定しているため、一般来場者に向けた広報の計画を含めてください。（過去に作成した広告物は資料「資料2 出展者募集パンフレット」、「資料3 開催案内リーフレット」、「資料4 会場配布リーフレット」各広告物の数量は資料1参照）

e ビジネスフェア及び出展者の展示内容等をPRするホームページの内容

ビジネスフェアの出展者の募集、フェアの開催内容及び出展者の展示内容をPRするために、ホームページを構築してください。その際、提案者が利用する他のシステムとの

互換性の確保や更新頻度などを考慮し、イベントに適したドメインを取得して、提案者が管理するホームページを構築してください。なお、次年度の参考として令和7年3月31日まで情報の閲覧ができるようにしてください（広島市ホームページへの内容移管により掲載することも可能です）。

構築するホームページの内容について、ページの展開、1出展者当たり割り当てられる情報掲載量、出展者の情報の掲載方法やサポート方法等について詳細に提案してください。

f 招へいバイヤーと個別商談会の充実に向けた取組について

広島県内を始めとする中四国地域への販路開拓が見込めるバイヤー（以下、「地域内バイヤー」という）を5社以上招へいして、会期中に出展者とのマッチングを行う個別商談会の実施について提案してください。

また、首都圏バイヤー（輸出向けバイヤー含む。）及び関西圏バイヤー（以下、「大都市圏等バイヤー」とする）約20名についての招へい及び出展者とのマッチング調整に関しては、発注者が大都市圏等バイヤーとの商談に知見のある事業者に別途委託することとします。

このため、地域内バイヤーだけではなく大都市圏等バイヤーとの個別商談会場のセッティング（オンライン開催も含む）方法を提案してください。

なお、大都市圏等バイヤーに対しては交通費及び宿泊費を支給することとしてください。

g イベントの効果測定検証の実施方法について

本フェアの事業効果を測定・検証するために、出展者及び来場者を対象にアンケート等を実施した上で、調査内容を分析する方法について提案してください。なお、データにより提出していただくこととし、成果品として印刷物等を提出する必要はありません。

③ 企画提案2（最低出展小間数に関する提案）

本フェアを開催するために必要な経費を算出し、イベントを開催することができる最低出展者数を提案してください。その際、収支のバランスから、提案する最低出展者数に応じて企画提案1で提案した提案内容（a、d、e、f）を変更することも可能です。最低出展者数及びその場合に開催するイベント内容について提案してください。

また、出展者が少なくても本フェアを開催するために必要な経費を確保するために、提案者自らが出展料相当額を支払って必要なスペースを使用する独自の企画（本フェアの充実に資する企画に限る。）を実施するなどの提案があれば、これを認めます。

④ 事業費見積書（様式第5号、第6号）

本業務の実施に係る事業費について提案者独自に作成する見積書に加えて、様式第5・6号の事業費見積書を作成し提出してください。見積書の作成に当たっては、次の点に留意して、作成、提出してください。なお、必要に応じて項目を追加していただいても構いません。

a 様式第5号は、目標出展小間数（181小間）出展時の委託料を基に事業費を見積もりいただくためのものです。

- b 様式第6号は、提案者の試算により、上記③ 企画提案2（最低出展者数に関する提案）で提案する最低出展小間数を基に算出した出展料に、実行委員会負担金（3,942千円）を加えた収入総額から、基礎的支出（会場使用料ほか：3,429千円※）を差し引いた金額を委託料として、見積書を作成してください。

(考え方)

$$\begin{array}{r} \text{提案する最低出展小間数による出展料収入} + \text{実行委員会負担金} - \text{基礎的支出} = \text{委託料} \\ \text{X千円} \quad + 3,942\text{千円} - 3,429\text{千円} = (\text{委託料}) \end{array}$$

なお、この見積書は参考に提出を求めるもので、契約の締結に当たっては、別途見積書の提出を求めます。

※ 3,429千円のうち、会場使用料等を2,529千円としています(昨年度実績)。ただし、現在想定している会場予約時間を片付け効率化等の提案により短縮することができる場合、その会場費削減分を委託費として計上することが可能です。

なお、現在想定している会場予約時間は以下のとおりです。

<会場予約時間>

1月30日（火）9時～18時（会場養生及び小間設置準備日）

1月31日（水）9時～19時（出展者準備日（午後から））

2月 1日（木）8時～19時（本フェア開催）

2月 2日（金）8時～21時（本フェア開催 片付け）

会場使用料については広島県立広島産業会館ホームページをご覧ください。

(イ) 提出部数等

企画提案書の提出部数等については次のとおりとしてください。

a 提出部数

正本1部、副本14部

b 書式体裁

A4判としてください。資料やイメージ図などを見やすくするためにA3判を使用する場合は、A4判の大きさを3つ折りにしてください。

c その他

企画提案書は1者1提案とします。また、採用された提案の著作権は、当実行委員会に帰属します。

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。）

イ 提出場所 事務局（前記Ⅱ5に同じ。）

ウ 提出期限 令和5年7月25日（火）午後5時15分まで（郵送の場合は当日必着。）

5 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案者にはプレゼンテーションの実施を求めるとともに、必要に応じてヒアリングを実施します。プレゼンテーションは提出済みの企画提案書を用いて行うこととし、追加資料の提出は認めないこ



とします。なお、プレゼンテーションは以下の予定で実施を計画していますが、詳細な日時、方法、内容等については提案者に対して別途通知します。

(1) 日時

令和5年7月31日（月）から8月2日（水）まで（予定）

(2) 方法

ZoomまたはMicrosoft Teamsを利用したオンライン形式を予定しています。

(3) 内容

ア 説明及び質疑応答を含め、プレゼンテーション時間は30分を予定しています。

イ プレゼンテーションに参加する説明員は、1社につき3名以内とします。

## V 中途の参加辞退

参加申込書の提出後に提案を辞退される場合には、参加辞退届（様式第4号）を提出してください。

## VI 選考方法

### 1 企画提案書等の審査

(1) 企画提案書の審査は、本業務の受託者決定のために設置する審査委員会により行います。

(2) プレゼンテーション実施後、提案書の評価項目に対し評価を行うとともに、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査します。

(3) 評価項目に基づき、審査委員による採点を行います。審査の結果、合計得点が6割未満の提案者は、受託候補者に選定しません。

(4) 審査結果に基づき、評価点数の総合計が最高得点の提案者を受託候補者（優先交渉権者）とし、2番目の得点の者を次点候補者として選定します。最高得点の提案者が複数の場合は、審査委員会の議決により選定します。

(5) 提案者が1者の場合であっても、審査は行うものとし、審査の結果、合計得点が6割以上の場合には、その提案者を受託候補者として選定します。

(6) 審査結果は提案者に文書にて通知します。また、審査結果は原則として公開します。（ただし、個人情報・企業情報等を侵害する恐れがあると認められる場合は、企画提案者と協議の上、一部を非公開とする場合があります。）なお、審査結果に対する異議の申し立てはできないものとします。

(7) 不採用の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面により事務局に対して不採用の理由について説明を求めることができます。

### 2 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限を経過してから提案書などを提出した場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) その他、本要項に違反すると認められた場合

### 3 審査基準

別紙『第22回ビジネスフェア中四国2024』企画・運營業務 審査基準』のとおり。

## VII 契約の方法等

- 1 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約します。
- 2 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合は、委託料の額を調整することがあります。
- 3 受託候補者と協議が整わなかった場合には、その特定を取り消すとともに、次点候補者を受託候補者として特定し、見積書を聴取の上、随意契約します。
- 4 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次点候補者を受託候補者として特定し、見積書を聴取の上、随意契約を締結します。その場合、特定を取り消されたものは、損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとします。

## VIII 事業の中止等

- 1 出展者募集後に、受託者と協議の結果、展示会開催に必要な経費を賄うことができないと判断した場合には、その時点で事業を中止する場合があります。その際は、実行委員会負担金から事務局に掛かった経費を差し引いた金額の範囲内でその時点までに受託者において発生した費用を上限に、委託料を支払います。
- 2 社会情勢の変化等によって、出展者からの出展料徴収後に展示会を中止する場合には、契約金額の範囲内でその時点までに受託者において発生した費用を上限に委託料を支払います。

（参考）資料5 ビジネスフェアの例年のスケジュールと本業務の委託料のイメージ

## IX その他

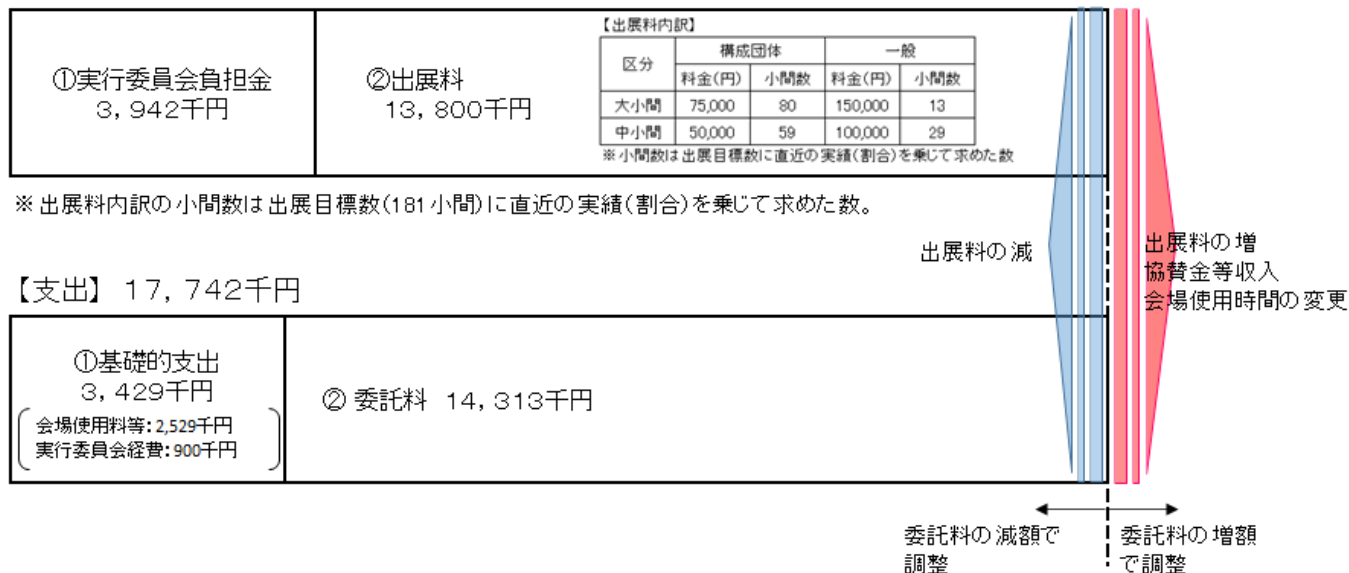
- 1 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とします。
- 2 企画提案書の作成に当たっては、本要項等と合わせて配布する以下の資料を参考にしてください。

- |     |  |
|-----|--|
| 資料1 | 各種広告物と広報について   |
| 資料2 | 出展者募集パンフレット  |
| 資料3 | 開催案内リーフレット   |
| 資料4 | 会場配布リーフレット   |
| 資料5 | ビジネスフェアの例年のスケジュールと本業務の委託料のイメージ                       |
| 資料6 | ビジネスフェア中四国の開催に係る業務委託の検討について<br>(本業務実施に係る実行委員会での検討資料) |

- 3 提案書の作成、応募、プレゼンテーションへの参加など、本プロポーザル提案に要する費用は提案者の負担とします。
- 4 提出された書類等は返却しません。
- 5 提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザルの審査以外に使用しません。
- 6 提出された書類等は、審査及び説明の目的のため、複製して使用することができるものとします。
- 7 提出した提案書と見積書の提出期限後の差替え、追加、削除等は一切認めないものとします。

## 「第22回ビジネスフェア中四国2024」の委託料の考え方について

【収入】17,742千円(目標の181小間の出展があった場合)



- 本フェアの事業費は実行委員会からの負担金（3,942千円）及び出展料で賄われており、本年度の出展目標小間数（181小間）による出展料は、13,800千円を想定している。
- 本業務における受託者に支払う委託料は、上記収入から展示会場として使用する施設の使用料等を差し引いた14,313千円を想定している。ただし、会場使用時間の短縮を提案する場合はこの限りではない。
- 出展料は、受託者のノウハウを生かした独自の工夫等により実行委員会が示す各小間の料金を上限に変更しても構わない。ただし、構成団体料金と一般料金は1.5倍以上の価格差を設けることとする。また、出展料を変更する場合における出展料総額の減少を実行委員会で補填するものではない。
- 出展者数の増減等により、委託料を増減する。
- 出展料等が計画より増加した場合は、原則委託料に充て、事業の充実を図る。